

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住宅政策課 (内線: 7391)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	37,641	36,513	1,128	5,838			31,803	
トータルコスト	41,305千円 (前年度 37,272千円) [正職員: 0.9人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標 (指標)	平成27年度における耐震化の目標 ・住宅の耐震化 目標: 86%、現状: 68% ・特定建築物 (県有施設) の耐震化 目標: 100%、現状: 77%							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

耐震化を促進し、県民の生命・財産を守り、減災に繋げるため、耐震診断、改修の費用を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の養成その他の環境整備などを行う。

2 主な事業内容

(1) 震災に強いまちづくり促進事業 25,799千円

昭和56年5月31日以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。

ア 耐震診断 (所有者負担の有無は、市町村が事業を選択)

所有者負担なし [補助率] 国1/2、県1/4、市町村1/4

所有者負担あり [補助率] 国1/3、県1/6、市町村1/6 (、所有者1/3)

イ 補強設計 [補助率] 国1/3、県1/6、市町村1/6 (、所有者1/3)

ウ 耐震改修

[補助率] 23% (国11.5%、県5.75%、市町村5.75%)、所有者77%

(2) 応急危険度判定士育成事業 1,742千円

応急危険度判定士育成のための事業を実施する。(応急危険度判定…地震被災後の建物について、倒壊・落下物等の危険性を速い段階で判定する。(2次災害防止) 建築士によるボランティア活動)

ア 応急危険度判定士の新規認定と既認定者のための技術講習会の開催

イ 現場における応急危険度判定の実施訓練を委託により実施

(3) 住宅耐震化地域学習会実施事業 2,625千円

地域の自治会でモデル住宅の耐震診断、補強設計を実施し、耐震改修の必要性について理解を深める学習会を委託により実施

(改正) 上記と同様の事業を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。

(4) 耐震化支援環境整備事業 640千円

県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備する。

ア 県民に対して、耐震化無料相談会を開催する団体の経費の一部を助成する。

イ 建築士などに対して、耐震化の講習会を全県的に実施する団体の経費の一部を助成する。

ウ 耐震化の専門業者を公表 (登録) するための考査を委託により実施する。

(5) がけ地近接等危険住宅移転事業 2,008千円

がけ付近に建築された危険住宅の移転費用の一部を助成する。

[補助率] 国1/2、県1/4、市町村1/4

3 これまでの取組状況、改善点

・耐震診断、改修等に要する費用の助成は市町村への間接補助としており、市町村による耐震改修促進計画の作成と補助制度創設が必要である。このため計画策定を呼びかけており、今年度中に全ての市町村で計画策定される見込み。

・県民に耐震化に対する理解を深めていただくため、平成21年度より住宅耐震化の地域学習会を5地区で実施。学習会は平成22年度も継続しつつ、新規事業として同様の学習会を行う市町村に対する助成を実施。

・県民が安心して耐震化に取り組む環境づくりのため、無料相談会や講習会の助成を実施。また依頼先が不明との声を受け、一定条件を満たす耐震化に関する専門業者の登録制度を実施し、登録業者をホームページ等で公表している。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アスベスト撤去総合支援事業	22,060	24,545	△2,485	1,600			20,460	
トータルコスト	24,494千円 (前年度 25,291千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>吹き付けアスベスト等の除去工事等に要する経費の一部を支援することにより、県民の健康被害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) アスベスト撤去支援事業 (除去等に要する経費の助成)</p> <p>①補助対象者 民間建築物の所有者 (間接補助: 事業実施主体は市町村)</p> <p>②補助対象建築物 吹付アスベスト等が施工されている建築物 (除去等について他の補助を受けていないもの)</p> <p>③補助対象経費 吹付アスベスト等の除去等 (除去、封じ込め、囲い込み) 及び建物除去の費用 (建築物の除却にあつてはアスベスト対策費用相当額)</p> <p>④補助内容 補助率: 国1/3、県3/12、市町村1/12、所有者1/3 補助対象事業費上限: 20,000千円以内で市町村が定める額</p>								
宅地建物取引業者指導費	2,502	2,763	△261			(手数料) 2,502		
トータルコスト	13,797千円 (前年度 14,362千円) [正職員: 1.4人]							
主な業務内容	宅地建物取引業者の免許等交付、指導・立入検査及び処分に関する事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引主任者の資格登録業務等に要する経費								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

景観まちづくり課（内線：7387）→事業実施：住宅政策課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	58,240	44,382	13,858	12,489			45,751	
トータルコスト	60,660千円（前年度 50,182千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	バリアフリー基準への適合率の向上：民間建築物（90%）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

誰もが自らの意志で移動ができ、安全かつ快適なまちづくりを促進するため、民間建築物のバリアフリー化に係る費用の助成、既存建築物に対するバリアフリー化の普及促進を図る。

2 主な事業内容

(1) 福祉のまちづくり推進事業補助金

物品販売店、旅館、ホテル、飲食店、理・美容所、その他多数が利用する施設のバリアフリー化の整備に対して助成する。

①補助対象者 民間の特定建築物の建築主

②補助対象建築物 不特定多数の者が利用する特定建築物  
（物品販売店、旅館・ホテル、飲食店、理美容所等）

③補助項目

- トイレの整備
  - ・車いす対応トイレ、オストメイト対応設備及び当該トイレに至るまでの経路整備に係る経費
- エレベーターの整備
  - ・建物全体を基準に基づいて整備する場合におけるエレベーター設置に必要な経費
- 玄関の整備
  - ・既存建物の玄関の自動扉化、敷地内通路音声誘導装置の整備
  - ・新築建物の玄関に音声誘導装置を整備するのに必要な経費

○補助率 1/2

(2) バリアフリー環境整備促進事業補助金

高齢者等の快適かつ安心な移動を確保するための施設等の整備、高齢者当の利用に配慮した建築物の整備に対して助成する。

①補助対象者 民間の認定建築物の建築主

②補助対象建築物 社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、集会施設

③補助項目

- 屋外の移動システム
  - ・車いす用駐車施設、敷地内通路など
- 屋内の移動システム
  - ・出入口自動扉など
- 移動システムと一体的に整備される空間
  - ・車いす用便所等

④補助率 2/3（国1/3、県1/3）

3 これまでの取組状況、改善点

「鳥取県福祉のまちづくり条例」の改正（平成20年10月1日施行）により、一定規模用途の建築物については、新築・増改築時に基準への適合が義務となり、適合率が大幅アップした。

民間建築物の新築・増改築時の適合率

平成19年度 33% → 平成22年度 60%（目標値平成30年度 90%）

適合義務となる基準面積未達の建築物や既存建築物について、普及啓発を図ることと補助制度の活用により、更にバリアフリー化を誘導する。

また、福祉のまちづくり推進事業補助金の要件を見直し、オストメイト対応設備を別立て項目としたこと及び音声誘導装置の追加を行った。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7411)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料) 381,494 (雑入) 81	一般財源	
県営住宅維持管理費	381,575	522,534	△140,959					
トータルコスト	467,096千円 (前年度 661,556千円) [正職員: 10.6人 非常勤職員: 6.0人]							
主な業務内容	県営住宅等の維持管理、修繕及び家賃に関する事務等							
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅及び特別県営住宅116団地4, 212戸 (平成22年4月1日見込) を適正に維持管理するために、施設の修繕、家賃の徴収等を行う。

区分	団地数	戸数	備考
県管理分	5	147	
市町村管理分	48	649	12市町
公社管理分	63	3,416	
計	116	4,212	

2 主な事業内容

- (1) 市町村への管理委託 (24,291千円)
  - ・公営住宅法による管理代行制度による入居決定、同居・入居承認等県営住宅の管理に係る事務 (家賃決定等に関する事項を除く。) 及び家賃徴収事務を市町村へ委託 (12市町 48団地 649戸)
- (2) 家賃・駐車場使用料の徴収事務 (33,395千円)
  - ・家賃計算及び収納管理を行うための電算処理を外部委託
  - ・未収家賃の早期回収を図るため家賃納付指導員6名による納付指導
  - ・長期・高額滞納者への法的措置 (住宅明渡し等請求訴訟)
- (3) 県営住宅施設の維持修繕等 (138,039千円)
  - ・県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等
- (4) 県営住宅の維持管理に必要な負担金、保険料等 (99,558千円)
  - ・国有資産等所在市町村交付金
  - ・下水道・集落排水等負担金
  - ・火災共済保険料
- (5) 住宅管理人に係る経費 (13,939千円)
  - ・入居者の中から住宅管理人を任命し、住宅及び共同施設の管理業務を補佐
- (6) 水道料金使用料等徴収事務 (51,121千円)
  - ・直圧給水方式の中高層の集合住宅について水道事業者の個別徴収が可能な西部地区において、受水槽方式で給水している団地の入居者の負担を軽減するため、水道料金の徴収を委託する
- (7) その他事務費 (21,232千円)

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住宅政策課 (内線：7397)

1 目 住宅管理費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	180,789	111,024	69,765			180,789		
トータルコスト	181,596千円 (前年度 111,770千円) [正職員：0.1人 非常勤職員：0.3人]							
主な業務内容	県住宅供給公社への県営住宅管理事務(入居等の受付、修繕ほか)の委託業務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要                      県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,416戸について、鳥取県住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p>2 主な事業内容                      (1) 委託期間                      5年間(平成21年10月から平成26年3月まで)                      (2) 委託業務の内容                      ①入居者の公募                      ②単身入居要件に該当するかどうか判断するための調査及び市町村長への意見徴収                      ③入居者の選考及び入居者の決定                      ④入居者資格の市町村への意見請求                      ⑤入居補欠者の決定                      ⑥入居の手続き                      ⑦同居及び入居承継の承認                      ⑧県営住宅の修繕又は費用負担の指示                      ⑨県営住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出の受理                      ⑩県営住宅の一部の他用途利用の承認                      ⑪県営住宅の増築等の承認                      ⑫高額所得者に対する県営住宅の明渡請求                      ⑬退居時等の検査                      ⑭不正行為等による県営住宅及び駐車場の明渡請求                      ⑮県営住宅駐車場の使用許可                      ⑯敷地内無許可駐車に対する措置命令                      ⑰県が徴収する家賃等の現金収納                      ⑱県が発行する家賃等の請求に関する納入通知書、督促状、催告書等の発送                      ⑲県営住宅における迷惑行為等への対処</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点                      ・住宅管理事務の外部委託により、県事務の効率化を推進。                      ・実質的な業務評価はこれからであり、必要に応じて公社業務状況について、入居者等の意見聴取を行い事務改善等の参考とする。</p>								
鳥取県住宅供給公社 運営費	1,624	1,265	359				1,624	
トータルコスト	2,431千円 (前年度 2,094千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	住宅供給公社に関する指導・監督及び負担金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に対する共済組合の地方公共団体負担金								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7412)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	1,440,074	1,319,584	120,490	496,341	<577,800> 579,000	(雑入) 50	364,683	県負担額 942,483
トータルコスト	1,440,074千円 (前年度 1,319,584千円) [正職員: 4.7人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	県営住宅整備等の企画立案、地域住宅交付金の交付等に関する事務等							
工程表の政策目標 (指標)	県営住宅ストックの適正な更新と維持管理について、現状戸数の維持 (民間賃貸住宅の活用も検討) と既存ストック長寿命化の推進 (県営住宅建設及び全面改善の戸数) (県営住宅建設及び全面改善の戸数: 424戸)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

老朽化した県営住宅の建替え又は全面住戸改善による居住水準の向上及び経年劣化した県営住宅の大規模改修等の整備により、県営住宅ストックの適正な更新と維持管理を行う。また、整備にあつては住宅のバリアフリー化及び県産材の活用を推進する。

2 主な事業内容

(1) 県営住宅建設整備事業

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
上粟島	米子市彦名町	鉄筋コンクリート造4階建	16	建替工事
高城第3	倉吉市上米積	木造2階建	3	建替工事
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	20	51-2棟全面住戸改善工事、次期設計
和田	倉吉市馬場町	鉄筋コンクリート造4階建	20	52棟全面住戸改善工事(継続)
末恒第1	鳥取市美萩野	鉄筋コンクリート造4階建	20	52-11棟全面住戸改善工事(継続)、次期設計・工事
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	20	52-3棟全面住戸改善工事(継続)、次期設計・工事
特別上福原	米子市上福原	鉄筋コンクリート造4階建	32	除却(設計・工事)
		簡易耐火造2階建	7	
特別城南	鳥取市田園町	鉄筋コンクリート造4階建	32	除却(設計・工事)
特別寿	鳥取市西品治	鉄筋コンクリート造4階建	48	除却(設計・工事) (16戸×3棟)

(2) 大規模改修事業

- ・下水接続工事費 (高山団地4戸)
- ・外壁改修工事費 (上粟島団地45-1棟12戸)
- ・車いす対応住戸改修工事費 (東部管内2戸)

3 これまでの取組状況、改善点

平成17年度から地域住宅交付金により整備・改修事業を実施しており、概ね鳥取県地域住宅計画(H17~21)どおり事業が進捗している。

平成21年度から取り組んでいる省エネ・長寿命化のエコ改修(モデル事業)や建替時の一層のコスト縮減を踏まえ、平成22年度以降の全面住戸改善も改善手法の検討により建設費を縮減するよう計画している。

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。  
県負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
6項 住宅費  
2目 住宅建設費

住宅政策課(内線:7408)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
環境にやさしい・木の住まい助成事業	259,380	238,490	20,890	72,607		2,800	183,973	
トータルコスト	270,675千円(前年度249,426千円) [正職員:1.4人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	平成27年度におけるCASBEEを利用した新築の戸建木造住宅の着工割合5%を目指す							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大等による環境保全及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県産材及び伝統技術を活用した住宅並びに一定の環境性能を有する住宅の建設等に対して助成を行う。

2 主な事業内容

(1) 制度改正の内容

- ア 県産材を活用した住宅改修に係る助成制度との統合  
「県産材利用推進事業(住宅リフォーム助成)」を本事業へ統合し、制度利用者・関係者の利便性及び事業効果の向上を図る
- イ 県産材使用に係る補助単価の改正  
平成21年度限りとしていた緊急経済対策を平成22年度まで継続し、上乘せ助成単価を1万円/m<sup>3</sup>→5千円/m<sup>3</sup>へ改正
- ウ JAS製材使用に係る補助単価の改正  
JAS製材と非JAS製材の流通価格差縮小に伴い、補助単価を1万円→9千円へ改正
- エ 伝統技術活用助成に係る対象技術の追加  
伝統文化・職人技術の継承及び県産材の多様な活用拡大を図るため、助成の対象となる伝統技術に「県産材を活用した木製建具」を追加
- オ 環境配慮助成に係る補助単価の改正  
CASBEE戸建と通りの普及を推進し、環境に配慮した住まいづくりを誘導するため、補助単価を5万円/戸→7万円/戸へ改正
- カ 事業期間の延長  
継続して県産材需要拡大及び地場産業振興を図り、住宅分野における環境負荷低減を推進するため、事業期間を平成24年度まで3年間延長

(2) 助成内容

区分	助成の内容	予算額	主な要件
新築	県産材活用 県産材使用量1m <sup>3</sup> あたり2万円を助成(上限40万円) 緊急経済対策として、上記に1m <sup>3</sup> あたり5千円を上乘せ助成(上限10万円)	154,020千円 (240戸)	・新築は15m <sup>3</sup> 以上、改修は1m <sup>3</sup> 以上の県産材を活用すること ・新築住宅の延べ面積が80~280m <sup>2</sup> であること ・県内に本拠地を置く建設業者が施工すること
	JAS製材使用量1m <sup>3</sup> あたり9千円を助成(上限18万円)		
	伝統技術活用 在来軸組構法による住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、1戸につき15万円を助成(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	15,000千円 (100戸)	
環境配慮	CASBEE戸建と通りの評価結果がAランク以上の場合、1戸につき7万円を助成	2,800千円 (40戸)	
改修	県産材活用 県産材使用量1m <sup>3</sup> あたり2万円を助成(上限20万円) 緊急経済対策として、上記に1m <sup>3</sup> あたり5千円を上乘せ助成(上限5万円)	17,000千円 (50戸)	
	JAS製材使用量1m <sup>3</sup> あたり9千円を助成(上限9万円)		
	債務負担分(115戸)		

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県産材活用に係る消費者の意識向上、山林・地域産業の振興等
- ・平成21年度より他事業による講習会実施等と合わせてCASBEE評価制度の普及に取り組み、住宅の環境負荷低減に係る関係者の認識及び知識の向上を推進
- ・平成22年度は住宅改修助成との一元化及び助成内容の見直しを通じて、環境に配慮した住まいづくりへの誘導強化

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	14,132	243	13,889	6,358			7,774	
トータルコスト	16,552千円 (前年度 2,729千円)			[正職員: 0.3人]				
主な業務内容	委員会の資料作成、事業者公募に関する資料作成、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がい者等の住宅の確保に配慮を要する世帯が、安心して入居・居住できる民間賃貸住宅の整備を促進し、住宅セーフティネットの構築を図る。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会の開催 (2回/年)

建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等の外部委員により組織する委員会を開催し、本県における地域優良賃貸住宅の供給計画認定方針を検討・策定する。

また、策定した方針に基づき民間事業者に対する公募を行い、応募された供給計画の審査・選定 (認定5戸) を行う。

⇒予算額 129千円

(2) 鳥取県地域優良賃貸住宅の整備費助成

鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会において選定された地域優良賃貸住宅の供給事業者に対し、当該賃貸住宅の整備費の一部を助成する。

⇒予算額 13,343千円

(3) 鳥取県地域優良賃貸住宅の家賃低廉助成

障がい者世帯等が地域優良賃貸住宅に入居した場合、供給事業者に対し、管理開始から10年間家賃低廉化のための補助を実施する。

⇒予算額 600千円

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする委員会を設置し、地域優良賃貸住宅を整備することが必要な地域の設定や、住宅の整備基準を検討



平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線：7408)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県住生活基本計画改訂版策定事業	3,852	0	3,852	1,732			2,120	
トータルコスト	7,079千円 (前年度0千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	検討会の開催、業務委託に係る発注事務及び受注業者への指導							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>○住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき、平成18年度に策定した鳥取県住生活基本計画を現状を踏まえて改訂する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県住生活基本計画見直し検討会の開催 平成20年度に実施された住宅・土地統計調査や住生活総合調査の結果に基づき、現状の住宅環境、住生活の現状を把握し、課題分析や成果指標の再設定等の検討を行うため、住宅関係事業者や福祉団体、学識経験者等を交えて検討会を開催(開催回数：4回) ⇒予算額 452千円</p> <p>(2) 鳥取県住生活基本計画改訂版策定業務委託 鳥取県住生活基本計画改訂版策定のため、下記に掲げる業務の外部委託を行う。 ・平成21年度に実施した住生活総合調査結果の集計、分析 ・現行鳥取県住生活基本計画の成果検証 ・住環境の現状と課題分析 ・主要施策、成果指標、展開すべき具体的な施策の提案 ⇒予算額 3,400千円</p> <p>3 これまでの取組状況・改善点 ・平成18年度に策定した鳥取県住生活基本計画の見直しを行うもの ・住宅環境等の現状については、平成20年度に国が実施した住宅・土地統計調査や住生活総合調査、平成21年度に県が実施した鳥取県住生活総合調査の結果データを活用</p> <p>※鳥取県住生活基本計画 平成18年6月に制定された住生活基本法に基づき、国が策定した住生活基本計画(全国計画)に則して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的事項を定めるもの(全国計画も平成22年度中に見直しされる予定)</p> <p>&lt;計画内容&gt;</p> <p>○基本目標と主要施策</p> <p>(1) 皆が快適に暮らせる住まいづくり ・住環境の全般的な施策(子育て世帯等) ・高齢者、障がい者、住宅困窮者等に関する住宅施策</p> <p>(2) 環境や文化と共生する住まいづくり ・住宅ストックの質の維持や住宅性能表示等に関する施策 ・住宅に係る環境施策(エネルギー消費の低減、リサイクルの推進等)、木造住宅の普及、伝統技術継承等に関する施策</p> <p>(3) 災害や犯罪にも安心な住まいづくり ・住宅の耐震に関する施策等</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県あんしん賃貸支援事業	(7,776) 370	10,440	(△2,664) △10,070	166		(7,406)	204	
トータルコスト	4,404千円 (前年度 14,583千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	制度周知啓発、協力店・物件等登録事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居							
<p>※上段 ( ) 内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額</p> <p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的 高齢者等住宅確保に配慮を要する者の住生活安定向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の实情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。</p> <p>2 事業の概要 民間賃貸住宅市場において、高齢者等に対する入居拒否が行われている実態に着目し、高齢者等の円滑な入居に協力するあんしん賃貸住宅及び協力不動産店に係る登録制度の普及を図るとともに、関係機関の連携した支援によって居住に係る不安等を軽減し、高齢者等の住生活安定を支援する。 【事業対象者: 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって自立した日常生活が可能者】</p> <p>(1) あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録 ○高齢者等の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店を登録し、(社)鳥取県宅地建物取引業協会等との連携により広く情報提供 ○登録された協力不動産店が高齢者等の入居相談に応じ、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援</p> <p>(2) あんしん賃貸支援事業相談員の配置 ○(社)鳥取県宅地建物取引業協会へ委託し、東部・中部・西部に各1名の専任相談員を配置 ○事業の一元的窓口として相談・問い合わせ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び事業対象者の円滑入居を包括的に推進 ※商工労働部の「ふるさと雇用再生特別交付金事業」により実施 (予算額: 7,406千円) 雇用創出人数 3人</p> <p>(3) 関係機関の連携支援 ○市町村における既存の福祉施策及び地域の支援体制等と有効に連携し、高齢者等に対する情報提供及び入居後の生活支援等を一体的に実施 ○協力不動産店等との連携により、入居相談時からの継続した支援を提供</p> <p>(4) 家賃債務保証制度の活用啓発 ○(財)高齢者住宅財団が、高齢者等の入居を拒否しない民間賃貸住宅を対象に実施している家賃債務保証制度について広く情報提供 ○家賃滞納、保証人確保等に係る不安を軽減し、円滑な賃貸借契約の締結を支援</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・平成21年度に(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住安定に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備 ・平成21年12月末時点で、協力不動産店53店、あんしん賃貸住宅75棟(592戸)が登録されており、不動産関係者の理解が広がっている状況 ・専任相談員は、地域関係者との信頼関係のもと、高齢者等の入居・居住に係る協力体制及び連携支援体制構築の要として機能。平成22年度は不動産関係者及び福祉関係者の自立的な連携体制の確立に取り組み、制度のさらなる普及定着を推進する方針</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取エコハウス推進事業	3,613	708	2,905	1,625			1,988	
トータルコスト	6,840千円 (前年度 4,862千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	研究会、講習会開催事務、広報・普及活動事務							
工程表の政策目標 (指標)	平成27年度におけるCASBEEを利用した新築の戸建木造住宅の着工割合5%を目指す							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

建築環境総合性能評価システム (通称CASBEE) を活用して、地元工務店の環境対策への取組みを促進するとともに、鳥取県の気候・風土等にマッチした鳥取県型環境配慮住宅 (鳥取エコハウス) を開発し、地球温暖化対策の推進、及び県内住宅産業の活性化を図る。

2 主な事業内容

環境配慮型住宅の普及促進を図るため、住宅の供給者の育成や体制整備に向けて、CASBEE戸建評価員養成講習会や鳥取エコハウス研究プロジェクトを開催するとともに、環境性能に関する住宅関連事業者の自主的な取組みを支援する。

項 目	予算額	内 容
CASBEE戸建評価員養成講習会の開催	500千円	戸建住宅の環境性能を評価する技術者を養成するための講習会を開催 ・受講対象: 一級、二級建築士、木造建築士 (100名) ・講習内容: CASBEE評価システムの利用方法等 ・開催回数: 1回
鳥取エコハウス研究プロジェクトの開催	1,813千円	鳥取型の環境配慮住宅 (鳥取エコハウス) を開発するため、建築設計者、工務店、木材供給者等による研究プロジェクトにおいて基本方針を検討・策定するとともに、県産スギ材の強度性能を明らかにするための試験を実施 (研究会: 4回、県産スギ材の強度性能試験実施)
環境配慮住宅セミナーの開催	1,300千円	自立循環型住宅設計や省エネ対策、ウッドマイレージ等、住宅関連事業者の環境配慮住宅設計・建築に係る専門知識習得のためのセミナーを、民間団体に委託して実施 ・受講対象: 設計事務所、工務店等 ・委託先: 県内の設計事務所、工務店等で組織された法人格を有する民間団体 (プロポーザルにより委託先を選定) ・開催回数: 6回
計	3,613千円	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成21年度に、木材関係事業者、設計関係事業者、工務店等を構成員とする鳥取エコハウス研究プロジェクトを組織し、県産材を有効に活用した鳥取エコハウスの構造、仕様、デザイン等についての検討を開始 (研究会4回開催)  
平成22年度もこの検討を継続し、事業化や供給体制等の検討も加えながら、鳥取エコハウス基本方針を策定
- 平成21年9月にCASBEE戸建評価員養成講習会を開催したところ、県内の建築士82名が受講より多くの建築士にCASBEE戸建の評価技術を習得していただくため、平成22年度も継続して開催

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																					
鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	115,547	115,547	0	57,743			57,804																																					
トータルコスト	117,967千円 (前年度 118,033千円) [正職員: 0.3人]																																											
主な業務内容	補助金事務、認定事業者への管理等の指導																																											
工程表の政策目標 (指標)	-																																											
事業内容の説明																																												
知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th colspan="7">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃補助</td> <td>115,487千円</td> <td colspan="7">入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 6団地 286戸 (国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>60千円</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>115,547千円</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>								区分	予算額	内 容							家賃補助	115,487千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 6団地 286戸 (国1/2、県1/2)							事務費	60千円								合計	115,547千円							
区分	予算額	内 容																																										
家賃補助	115,487千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 6団地 286戸 (国1/2、県1/2)																																										
事務費	60千円																																											
合計	115,547千円																																											
鳥取県特定優良賃貸住宅供給促進事業	131	649	△518	65			66																																					
トータルコスト	938千円 (前年度 2,306千円) [正職員: 0.1人]																																											
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への適正管理等の指導																																											
工程表の政策目標 (指標)	-																																											
事業内容の説明																																												
知事が認定した特定優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th colspan="7">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃補助</td> <td>131千円</td> <td colspan="7">入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 1団地 1戸 (国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131千円</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>								区分	予算額	内 容							家賃補助	131千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 1団地 1戸 (国1/2、県1/2)							合計	131千円																
区分	予算額	内 容																																										
家賃補助	131千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 1団地 1戸 (国1/2、県1/2)																																										
合計	131千円																																											

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	46,565	55,273	△8,708	28,575			17,990	
トータルコスト	47,372千円 (前年度 56,102千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

地対財特法による貸付金及び地方債の償還期限延長に伴う市町村の財政負担の増を軽減するための補助に要する経費

区 分	予算額	内 容
特定助成事業費	12,931千円	・借受人からの返済額と起債の償還額との差額の補填 ・知事が定める率を貸付額に乗じて得た額 (国1/2、県1/2)
償還推進助成事業費	33,165千円	・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4 (国2/3、県1/3)
償還推進指導費	91千円	・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用
標準事務費	378千円	
合 計	46,565千円	

個人住宅建設資金貸付事業	21,929	29,032	△7,103			(貸付金元収入) 21,929		
トータルコスト	21,929千円 (前年度 29,281千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

県民の持家建設促進等のため県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行うための経費 (継続分のみ)

融 資 対 象	貸付利率	融資限度額	返済期間
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入: 400万円 改良: 200万円	新築・購入: 20年以内 改良: 10年以内

「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」により、法の失効期限である平成23年3月31日までに借入者と金融機関との返済条件変更協議が整った場合に限り、返済期間の延長等を認める特例措置を実施

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	15,288	16,919	△1,631			(貸付金元利収入) 15,288																													
トータルコスト	16,095千円 (前年度 17,748千円)			[正職員: 0.1人]																															
主な業務内容	預託金貸付・償還事務																																		
工程表の政策目標(指標)	-																																		
事業内容の説明																																			
鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行うための経費(継続分のみ)																																			
<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="8">公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td colspan="8">・建設 400万円(20年償還、据置なし) ・補修 200万円(10年償還、据置なし)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="8">2.1%</td> </tr> </table>									対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者								貸付限度額	・建設 400万円(20年償還、据置なし) ・補修 200万円(10年償還、据置なし)								貸付利率	2.1%							
対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者																																		
貸付限度額	・建設 400万円(20年償還、据置なし) ・補修 200万円(10年償還、据置なし)																																		
貸付利率	2.1%																																		
「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」により、法の失効期限である平成23年3月31日までに借入者と金融機関との返済条件変更協議が整った場合に限り、返済期間の延長等を認める特例措置を実施																																			
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	4,400	△1,400	1,350			1,650																												
トータルコスト	3,807千円 (前年度 8,543千円)			[正職員: 0.1人]																															
主な業務内容	補助金事務、団体の活動に対する指導、育成																																		
工程表の政策目標(指標)	-																																		
事業内容の説明																																			
1 事業の目的・概要 地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に受け継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力の弱い県内の木造住宅に係る生産者団体の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。																																			
2 主な事業内容 木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う、木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等の目的に合致する取組みに対して助成する。 (補助率 1/2) ⇒予算額 3,000千円 (国4.5/10, 県5.5/10)																																			
住宅金融支援機構審査受託等事務費	248	248	0			(受託事業収入) 65	183																												
トータルコスト	4,282千円 (前年度 4,391千円)			[正職員: 0.5人]																															
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報																																		
工程表の政策目標(指標)	-																																		
事業内容の説明																																			
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託するほか、耐震・リフォーム・シックハウスなど、県民が直面している住まいづくりに関する様々な課題に対処するための支援を行う経費																																			

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	127,022	125,177	1,845			(寄附金) 50,000 (財産収入) 27,022	50,000	
トータルコスト	127,829千円 (前年度 126,006千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程別の政策目標 (指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的 鳥取県被災者住宅再建支援条例 (平成13年鳥取県条例第40号) に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p> <p>2 事業概要 自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域における被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度拠出額: 1億円 (県5千万円+市町村5千万円) + 基金運用利息</li> <li>・基金積立目標額: 20億円</li> <li>・平成21年度末基金積立見込額: 16億円</li> </ul> <p>3 予算額 127,022千円                  県、市町村拠出額 100,000千円                  基金運用利息 27,022千円                  ※有価証券、定期預金により運用</p>								

廃止事業

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県住宅供給公社 経営安定化事業	0	2,237,000	△2,237,000					
トータルコスト	0千円 (前年度 2,237,331千円)							
鳥取県西部地震被災者向け復興住宅利子補給事業	0	80,949	△80,949					
トータルコスト	0千円 (前年度 85,092千円)							

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3670）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな湖山池」推進事業	665	0	665				665	
トータルコスト	3,085千円（前年度 0千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	関係市・住民等との調整、湖山池の水質浄化、利活用の推進・実践							
工程表の政策目標（指標）	住民等と連携した環境学習・活動の強化（環境教育・学習等の充実（年間20回開催））							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取市、地域住民等と今後の中・長期的な協働、次世代育成の取り組みの契機となる事業を実践し、湖山池の水質浄化・利活用の推進を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 湖山池こどもロカリンピックの実施（436千円） 湖山池の周辺学校を対象に、行政・地域・研究機関それぞれの活動の紹介を行うとともに、水質調査・ろ過実験を実施し、湖山池の水質浄化・利活用に関する意識の高揚を図る。</p> <p>(2) みんなで湖山池を考える会（仮称）の開催（118.5千円） 湖山池に関心を持つ地域住民や鳥取大学・鳥取湖陵高校等、湖山池に関する取り組みを行っている関係機関との意見交換や、先進事例の勉強会を開催し、協働による水質浄化・利活用の母体となる組織等の連携を図る。</p> <p>(3) みんなでやろう湖山池リフレッシュ事業の実践（110.5千円） (2)等で検討した水質浄化・利活用に係る活動を、鳥取市、地域住民等と協働して実践し、一層の意識啓発、活動の裾野の拡大を図る。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内3大湖沼においては水質改善のための計画が各々策定され、事業場排水の監視や補助事業等を実施しているが、意識啓発や環境教育は東郷池・中海と比べ湖山池では低調。当局における近年の環境教育の実施状況も水質に関するもの以外も含めて平成19年度：1回、平成20年度：2回、平成21年度（1月末現在）：4回と低調。</li> <li>周辺住民からは、現状で行われている事業の目的・効果が伝わっていない、活動意欲のある者にとっては意見交換の場が足りないとの意見。また今、地域で行われている活動にもっと積極的に行政が携わって欲しいとの意見もあり、地域と行政が協働する機会が求められている。</li> </ul> <p>(改善点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湖山池周辺小学校を対象に、具体的なプログラムを提案することにより教育現場の負担を軽減しつつ、環境教育の機運拡大を図る。</li> <li>湖山池を守る会と市との意見交換会等、既存の機会を活用しつつ、より参加対象を拡大し水質浄化を目指す。</li> <li>湖山池の利活用の機運を高めるとともに、活動のレベルアップを促す。</li> </ul>								



平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3676）

4目 環境保全費

<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	1,500	1,500	0				1,500	
トータルコスト	2,307千円（前年度 2,329千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	地域団体・町との協議、申請書の審査、支払事務等							
工程表の政策目標（指標）	--							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>自然環境が豊かな氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図るため、「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会」が行う夏山開き等の地域活性化事業にかかる経費（広報宣伝活動、集客促進活動、イベント等）を支援するための経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 調査研究事業 地域資源の保護・育成リーダー研修会等</p> <p>(2) 広報宣伝事業 PRポスター・チラシ作成、メディアへの情報提供等</p> <p>(3) 自然環境啓発・地域活性化事業 自然環境啓発シンポジウム、氷ノ山夏山開き等</p>								

東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3635）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部地区県立施設営繕業務円滑化事業	(2,509)	(0)	(2,509)			(2,509)		
<p>※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>事業内容の説明</p> <p>平成22年度、東部地区県立施設の耐震改修及び大規模改修等の実施に伴う営繕業務量の大幅な増加に対応するため、専門的技術のある臨時的任用職員を雇用する。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

中部総合事務所生活環境局（電話：0858-23-3150）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東郷池の覆砂効果検証調査事業	5,486	5,798	△312				5,486	
トータルコスト	8,713千円（前年度 9,112千円）[正職員：0.4人 非常勤職員：0.1人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、外部委託調査の委託事務、サンプリング、分析、検証調査まとめ など							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東郷池の水質汚濁の原因のひとつである底泥（ヘドロ）に覆砂を実施することに伴い、その水質改善効果について検証する。</p> <p>覆砂については、「東郷池水質管理計画」において水質浄化対策のひとつとして検討することとしている。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 効果検証の調査内容</p> <p>覆砂を実施したことによる水質改善の効果を水質、底質及び底泥生息生物を指標にして検証する。</p> <p>(2) 調査スケジュール</p> <p>湖沼水質は、季節ごとにより変化することから、年4回季節毎に調査を実施する。</p> <p>平成21年度施工区：5、9、11、2月に実施予定</p> <p>平成22年度施工区：覆砂実施の工期が11～1月であり、施工前調査を5、9月、施工後調査を2月に実施予定</p> <p>※覆砂施工面積</p> <p>平成21年度 水深3.5m以上の0.07km<sup>2</sup></p> <p>平成22年度 水深3.5m以上の0.04km<sup>2</sup></p> <p>(3) 調査機関</p> <p>県水産試験場、衛生環境研究所、外部調査機関</p>								

終了事業

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「全国風サミットin ぼくえい」支援事業	0	1,515	△1,515					
トータルコスト	0千円（前年度 1,681千円）							

平成22年度一般会計当初予算説明資料

中部総合事務所生活環境局（電話：0858-23-3153）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境衛生関係施設等調査事業	(1,543)	(0)	(1,543)			(1,543)		
<p>※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>事業内容の説明</p> <p>環境衛生関係施設（理容所、美容所、クリーニング所、ビル管理法対象施設）について、現地調査及び指導を行い、その結果を台帳に反映させる作業を行う。</p> <p>その他、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法等の施設監視の補助を行う非常勤職員を雇用する。</p> <p>雇用人数 2名</p>								

中部総合事務所生活環境局（電話：0858-23-3248）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
営繕業務円滑化事業	(2,422)	(0)	(2,422)			(2,422)		
<p>※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>事業内容の説明</p> <p>平成22年度の高等学校関係の耐震改修工事及び県営住宅住戸改善工事の本格稼働等営繕業務量が大幅に増加するため、経験のある非常勤職員を雇用する。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								
県営住宅債権管理・ 県有施設営繕資料整備事業	(336)	(0)	(336)			(336)		
<p>※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>事業内容の説明</p> <p>滞納整理表等の諸資料及び県有施設営繕工事の検査書類、図面等工事書類の整理等を行い、資料の集約かつ効率的な整備を図るため、2ヶ月間臨時的任用職員を雇用する。</p> <p>雇用創出人数 1人</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局大山自然歴史館（電話：0859-52-2327）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
大山自然歴史館事業	22,016	22,863	△847			76	21,940	
トータルコスト	38,152千円（前年度 39,433千円） [正職員：2.0人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	野外、館内サービス事業の実施等							
工程表の政策目標（指標）	大山の山岳・植物情報収集の強化、展示や解説（動植物・歴史文化）の充実、地元の旅館等との連携強化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>大山の豊かな自然・歴史文化に関する資料を展示するとともに、年間を通じて自然観察会をはじめとする各種イベント・企画展などを開催し、大山の魅力を広く紹介しながら、地域振興を図るための経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 野外事業（1,042千円） 大山の自然のすばらしさや歴史・文化を学ぶ講座等を開催する。 ・ 自然観察会、福祉観察会、自然講座の開催</p> <p>(2) 館内サービス事業（2,938千円） 地元で活躍する作家等の作品紹介や大山をテーマにした作品等の展示等を開催する。 ・ 展示会（企画展等）、ワークショップ（草木染め等）、夏休み自由研究教室（花図鑑等）の開催</p> <p>(3) 「大山道」再発見事業（946千円） 大山道（大山古道）を県民に広く紹介するため、講座や観察会を開催する。 ・ 大山道についての講座、大山道観察会の開催、マップの作成等</p> <p>(4) 芸術・文化事業（124千円） 大山に関する文学作品や作家等に関する講座等を開催する。 ・ 大山文学散歩、大山民話の夕べ、大山写真教室の開催</p> <p>(5) 管理事業（16,966千円） 大山自然歴史館の管理運営経費</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 大山の山岳・植物情報収集の強化 山岳情報スタッフの充実により（3名→5名）、登山道・植物などの情報収集が強化され、来館者へのサービス向上が図られた。</p> <p>(2) 展示や解説（動植物・歴史文化）の充実 地形ジオラマの改修や写真の追加など館内展示の充実を図るとともに、自然観察会や企画展により多くの参加者を集めることができた。</p> <p>(3) 地元の旅館等との連携強化 「大山文学散歩」、「大山民話の夕べ」といった催しを地元旅館で開催したり、地元の方を対象とした勉強会を開催した。</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9629）

4目 環境保全費

<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	264	264	0				264	
トータルコスト	1,071千円（前年度1,093千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	大山駐車場融雪装置の維持管理							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
県立大山駐車場に係る融雪装置（平成19年度設置）の保守点検を行うための経費								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫文出金	起債	その他	一般財源	
大山トイレマナーアップキャンペーン事業	1,714	1,826	△112				1,714	
トータルコスト	4,134千円（前年度 4,312千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	検討会運営、事業広報、イベント企画実施、関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろす取組みを実施する。

2 主な事業内容

(1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進（275千円）

大山の美しい自然環境を子供たちに伝え残していくため、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。

(2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施（1,108千円）

県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬を、出来るだけ自然環境に負荷を与えないよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。

(3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施（331千円）

（学識経験者、地元、行政等で構成する「大山トイレマナーアップ検討会」を開催し、大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

(1) マナーアップキャンペーン

平成20年9月1日よりスタート

(2) キャリーダウン・ボランティア

第1回：平成20年9月28日 参加者 451名 作業量 1.2トン

第2回：平成21年9月27日 参加者 433名 作業量 1.0トン

(3) マナーアップ検討会

第1回：平成21年8月21日

(4) 改善点

平成22年度にはトイレのないコートピア避難小屋に携帯トイレブースを増設する予定であり、これを契機に携帯トイレの普及、トイレマナーの向上を図りたい。今後も、大山トイレマナーアップ検討会の検討結果を踏まえながら、大山トイレマナーアップキャンペーンをより一層推進する。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森 保全事業	3,187	3,273	△86	1,192			1,995	
トータルコスト	3,994千円（前年度3,438千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、協議会の開催、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。 （単位：千円）								
区分	予算額	内容						
協議会開催等	573	委員報償費、特別旅費、事務費						
維持管理	2,614	観察路等の維持管理委託（草刈り等）、営巣環境の整備委託（間伐作業等）						
計	3,187							

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9750）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
営繕業務円滑化事業	(2,422)	(0)	(2,422)			(2,422)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上								
事業内容の説明								
平成22年度の高等学校関係の耐震改修工事及び米子工業高校の全面改築等営繕業務量が大幅に増加するため、経験のある非常勤職員を雇用する。								
雇用創出人数 2人								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

日野総合事務所県民局（電話：0859-72-0321）

廃止事業

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等振興活動 推進事業	0	250	△250					
トータルコスト	0千円（前年度 20,134千円）							



平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費						
	うち生活環境部						
	2項 企画費						
				1目 企画 総務費	2目 計画 調査費	3目 交通 対策費	4目 土地 対策費
1 報酬	446,351	9,360	9,360		2,680	6,363	317
2 給料	2,982,040	15,052	15,052	15,052			
3 職員手当等	5,331,811	7,324	7,324	7,324			
4 共済費	1,150,761	6,672	6,672	5,548	221	903	
5 災害補償費	500						
6 恩給及び退職年金	37,480						
7 貸金	32,398						
8 報償費	194,123	1,813	1,813		1,777	36	
9 旅費	254,615	2,606	2,606		1,464	694	448
費用弁償	28,728	848	848		247	553	48
普通旅費	172,798	1,366	1,366		836	130	400
特別旅費	53,089	392	392		381	11	
10 交際費	4,500						
11 需用費	499,396	3,899	3,899		2,122	1,267	510
12 役務費	530,829	2,266	2,266		1,670	556	40
13 委託料	2,653,680	14,063	14,063		973	100	12,990
14 使用料及び賃借料	625,489	3,621	3,621		3,253	347	21
15 工事請負費	1,367,377						
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	12,804	30	30			30	
19 負担金、補助及び交付金	7,213,061	12,540	12,540		7,027	5,503	10
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金	6,455						
23 借入金、利子及び割引料	205,110						
24 投資及び出資金							
25 積立金	642,746						
26 寄附金							
27 公課費	266						
28 繰出金							
予備費							
計	24,191,792	79,246	79,246	27,924	21,187	15,799	14,336
財源							
内 国庫支出金	2,286,107						
地方債	385,000						
その他	1,370,918	782	782		697	36	49
取 一般財源	20,149,767	78,464	78,464	27,924	20,490	15,763	14,287

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
			1項 社会福祉費			
			1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費		
1	報酬	379,101	23,591	23,591	204	23,387
2	給料	1,655,720	26,341	26,341		26,341
3	職員手当等	893,994	12,817	12,817		12,817
4	共済費	641,894	12,953	12,953		12,953
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金	457				
8	報償費	87,509	6,344	6,344	1,450	4,894
9	旅費	72,728	4,760	4,760	1,205	3,555
	費用弁償	10,533	1,225	1,225	57	1,168
	普通旅費	41,138	2,066	2,066	517	1,549
	特別旅費	21,057	1,469	1,469	631	838
10	交際費					
11	需用費	196,944	8,020	8,020	1,190	6,830
12	役務費	103,765	4,484	4,484	679	3,805
13	委託料	2,364,930	11,776	11,776		11,776
14	使用料及び賃借料	90,456	2,410	2,410	522	1,888
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	6,534	1,352	1,352		1,352
19	負担金、補助及び交付金	29,862,455	42,637	42,637	394	42,243
20	扶助費	5,381,007				
21	貸付金	88,470	200	200		200
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金	257,400	734	734		734
26	寄附金	2,160				
27	公課費	115				
28	繰出金	2,579				
	予備費					
	計	42,088,218	158,419	158,419	5,644	152,775
財	国庫支出金	4,424,125				
源	地方債	144,000				
内	その他	5,468,653	58,659	58,659		58,659
訳	一般財源	32,051,440	99,760	99,760	5,644	94,116

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費							
	うち生活環境部							
	1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費			
			1目 公衆衛生総務費	3目 予防費	6目 衛生環境研究所費		1目 環境衛生総務費	
1 報酬	123,846	59,618	15,909		11,348	4,561	43,709	
2 給料	1,408,108	708,190	127,942	127,942			290,497	290,497
3 職員手当等	755,098	354,084	63,086	63,086			149,015	149,015
4 共済費	536,647	271,511	49,325	47,158	1,608	559	115,387	109,573
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金	7,566							
8 報償費	62,902	10,109	523		359	164	9,586	
9 旅費	81,902	27,224	8,226		692	7,534	18,998	
費用弁償	4,748	1,027	283		145	138	744	
普通旅費	53,861	21,864	7,562		469	7,093	14,302	
特別旅費	23,293	4,333	381		78	303	3,952	
10 交際費								
11 需用費	232,159	143,062	45,297		3,230	42,067	97,765	
12 役務費	66,174	30,450	4,198		842	3,356	26,252	
13 委託料	713,368	349,669	52,758		2,271	50,487	296,911	
14 使用料及び賃借料	76,334	40,640	5,785		2,176	3,609	34,855	
15 工事請負費	205,632	9,990					9,990	
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	30,386	17,367	2,860			2,860	14,507	
19 負担金、補助及び交付金	4,959,110	730,902	427		328	99	730,475	
20 扶助費	1,194,395							
21 貸付金	1,148,910							
22 補助、補填及び賠償金								
23 借入金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積立金	37,676	10,817					10,817	
26 寄附金	21,650							
27 公課費	38							
28 繰出金								
予備費								
計	11,661,901	2,763,633	376,336	238,186	22,854	115,296	1,848,764	549,085
財源								
国庫支出金	1,134,548	137,510					137,510	
地方債	12,000							
その他	2,876,821	608,601	5,157		1,768	3,389	603,444	65,846
一般財源	7,638,532	2,017,522	371,179	238,186	21,086	111,907	1,107,810	483,239

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指導費	3目 環境衛生連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	2,275	286	41,148		
2 給料				289,751	289,751
3 職員手当等				141,983	141,983
4 共済費	307		5,507	106,799	106,799
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費	1,403	148	8,035		
9 旅費	3,375	932	14,691		
費用弁償	52	37	655		
普通旅費	2,614	891	10,797		
特別旅費	709	4	3,239		
10 交際費					
11 需用費	25,997	1,338	70,430		
12 役務費	2,442	1,415	22,395		
13 委託料	10,203	691	286,017		
14 使用料及び賃借料	2,286	1,238	31,331		
15 工事請負費			9,990		
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費			14,507		
19 負担金、補助及び交付金	1,025	20,819	708,631		
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 返還金、利子及び引当料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			10,817		
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	49,313	26,867	1,223,499	538,533	538,533
財源					
国庫支出金	4,911	8,345	124,254		
地方債					
内その他	35,554	764	501,280		
一 般 財 源	8,848	17,758	597,965	538,533	538,533

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	6款 農林水産業費							
	うち生活環境部							4項 林業費
		1項 農業費			3項 農地費		2項 土地改良費	
		6目 農作物対策費	7目 肥料植物防疫費					
1 報酬	282,316	3,781						3,781
2 給料	2,675,493	7,526				7,526	7,526	
3 職員手当等	1,308,686	3,662				3,662	3,662	
4 共済費	1,015,149	3,310				2,774	2,774	536
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃金	3,357							
8 報償費	38,239	731						731
9 旅費	115,685	656	261	126	135	120	120	275
費用弁償	3,411							
普通旅費	102,844	580	261	126	135	120	120	189
特別旅費	9,430	76						76
10 交際費								
11 需用費	559,430	4,717	669	190	479	240	240	3,808
12 役務費	138,241	1,060	417	171	246	120	120	523
13 委託料	1,330,996	22,598				4,600	4,600	17,998
14 使用料及び賃借料	187,180	1,170	353	313	40	178	178	639
15 工事請負費	4,707,435							
16 原材料費	2,222							
17 公有財産購入費	16,769							
18 備品購入費	128,397							
19 負担金、補助及び交付金	11,945,397	440,137				439,137	439,137	1,000
20 扶助費								
21 貸付金	1,210,210							
22 補助、補填及び賠償金	69,525							
23 低利金、利子及び割引料	121,603							
24 投資及び出資金	10,000							
25 積立金	183,125							
26 寄附金								
27 公課費	429							
28 繰出金	273,507							
予備費								
計	26,323,391	489,348	1,700	800	900	458,357	458,357	29,291
財源								
国庫支出金	6,619,964	361,414	414		414	361,000	361,000	
地方債	2,378,000							
内その他	4,054,016	3,994	28		28			3,966
取一般財源	13,271,411	123,940	1,258	800	458	97,357	97,357	25,325

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	6款 農林水産業費
		4項 林業費
		9目 狩猟費
1	報酬	3,781
2	給料	
3	職員手当等	
4	共済費	536
5	災害補償費	
6	恩給及び退職年金	
7	貸金	
8	報償費	731
9	旅費	275
	費用弁償	
	普通旅費	199
	特別旅費	76
10	交際費	
11	需用費	3,808
12	役務費	523
13	委託料	17,998
14	使用料及び賃借料	639
15	工事請負費	
16	原材料費	
17	公有財産購入費	
18	備品購入費	
19	負担金、補助金及び交付金	1,000
20	扶助費	
21	貸付金	
22	補助、補助及び借入金	
23	償還金、利子及び割引料	
24	投資及び出資金	
25	積立金	
26	寄附金	
27	公課費	
28	繰出金	
	予備費	
	計	29,291
財源	国库支出金	
	地方債	
	その他	3,966
訳	一般財源	25,325

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	7款 商工費						
	うち生活環境部						
		2項 工鉱業費			3項 観光費		
		1目 工鉱業 業務費	4目 計量 検定費		1目 観光 費		
1 報酬	43,785	1,558	1,558		1,558		
2 給料	402,641	7,526	7,526	7,526			
3 職員手当等	195,917	3,662	3,662	3,662			
4 共済費	173,096	2,895	2,895	2,774	221		
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金	179	126	126		126		
8 報償費	235,288						
9 旅費	91,649	850	700		700	150	150
費用弁償	10,869						
普通旅費	48,611	850	700		700	150	150
特別旅費	32,169						
10 交際費							
11 需用費	71,594	981	910		910	71	71
12 役務費	40,807	563	513		513	50	50
13 委託料	418,314						
14 使用料及び賃借料	82,766	606	606		606		
15 工事請負費							
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	3,000						
19 負担金、補助及び交付金	5,997,217	15,022	22		22	15,000	15,000
20 扶助費							
21 貸付金	5,154,537						
22 補償、補填及び賠償金							
23 借入金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金	6,245						
25 積立金							
26 寄附金							
27 公課費							
28 繰出金	14,952						
予備費							
計	12,931,987	33,889	18,618	13,962	4,656	15,271	15,271
財源							
国庫支出金	1,566						
地方債							
内その他	5,203,237	3,343	3,343		3,343		
一般財源	7,727,184	30,546	15,275	13,962	1,313	15,271	15,271

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
	款項目	うち生活環境部								
			1項 土木管理費			5項 都市計画費				
			1目 土木 総務費	4目 建築 指導費		1目 都市 計画総務費	3目 公園 費			
1 報酬	225,346	37,430	317		317	1,867	1,644			
2 給料	2,083,956	255,138	24,012	18,815	5,197	44,410	30,104	7,526		
3 職員手当等	1,029,338	120,851	9,155	9,155		18,310	14,648	3,662		
4 共済費	795,485	94,653	6,935	6,935		13,870	11,096	2,774		
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	500									
8 報償費	10,013	1,030	36		36	193	193			
9 旅費	53,130	8,689	2,439		2,439	2,724	1,186	344		
費用弁償	3,060	1,317	207		207	478	464			
普通旅費	48,952	7,100	2,196		2,196	2,174	650	344		
特別旅費	1,118	272	36		36	72	72			
10 交際費										
11 需用費	762,566	77,523	2,808		2,808	8,119	3,736	2,263		
12 役務費	140,161	23,396	2,329		2,329	2,566	814	852		
13 委託料	5,826,526	874,471	25,749		25,749	474,482	10,247	455,320		
14 材料及び賃借料	423,243	28,260	1,664		1,664	14,060	620	11,903		
15 工事請負費	21,495,458	1,414,418				84,740		84,740		
16 原材料費	3,330	1,000								
17 公有財産購入費	1,639,287									
18 備品購入費	132,774	132	32		32					
19 負担金、補助及び交付金	11,178,812	723,269	124,015		124,015	50,572	13,076	12,410		
20 扶助費										
21 貸付金	48,213	37,217								
22 補助、補填及び賠償金	2,700,794	26,969								
23 償還金、利子及び引当料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	127,022	127,022								
26 寄附金										
27 公課費	7,997									
28 繰出金	4,234	4,234				4,234				
予備費										
計	48,688,185	3,855,702	199,491	34,905	164,586	720,147	87,364	581,794		
財源										
国庫支出金	15,612,383	719,925	35,777		35,777	16,282	456			
地方債	17,130,000	579,000								
その他	2,237,315	859,442	14,761		14,761	35,031	656	34,375		
一般財源	13,708,487	1,697,335	148,953	34,905	114,048	668,834	86,252	547,419		



平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費				
	5項 都市計画費		6項 住宅費		
	4目 下水道費	5目 土地 区画整理費		1目 住宅 管理費	2目 住宅 建設費
1 報酬		223	35,246	26,764	8,482
2 給料	6,780		186,716	148,796	37,920
3 職員手当等			93,386	93,386	
4 共済費			73,848	72,645	1,203
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金					
8 報償費			801		801
9 旅費	1,180	14	3,526	1,682	1,844
費用弁償		14	632	632	
普通旅費	1,180		2,730	1,050	1,680
特別旅費			164		164
10 交際費					
11 需用費	2,120		66,596	62,834	3,762
12 役務費	900		18,501	15,709	2,792
13 委託料	8,915		374,240	304,110	70,130
14 使用料及び賃借料	1,537		12,536	8,436	4,100
15 工事請負費			1,329,678	48,385	1,281,293
16 原材料費			1,000		1,000
17 公有財産購入費					
18 備品購入費			100		100
19 負担金、補助及び交付金	24,769	317	548,682	102,166	446,516
20 扶助費					
21 貸付金			37,217		37,217
22 補助、補助及び賠償金			26,969		26,969
23 借入金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			127,022		127,022
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金	4,234				
予備費					
計	50,435	554	2,936,064	884,913	2,051,151
財源					
内 国庫支出金	15,826		667,866	1,304	666,562
地方債			579,000		579,000
その他			809,650	692,496	117,154
内 一般財源	34,609	554	879,548	191,113	688,435

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節		款項目	生活環境部 合計
1		報酬	135,338
2		給料	1,019,773
3		職員手当等	502,400
4		共済費	392,094
5		災害補償費	
6		恩給及び退職年金	
7		貸金	126
8		報償費	20,027
9		旅費	44,785
		費用弁償	4,417
		普通旅費	33,826
		特別旅費	6,542
10		交際費	
11		需用費	238,202
12		役務費	62,219
13		委託料	1,272,577
14		使用料及び賃借料	76,707
15		工事請負費	1,424,408
16		原材料費	1,000
17		公有財産購入費	
18		備品購入費	18,881
19		負担金、補助及び交付金	1,964,507
20		扶助費	
21		貸付金	37,417
22		補償、補填及び賠償金	26,969
23		償還金、利子及び割引料	
24		投資及び出資金	
25		積立金	138,573
26		寄附金	
27		公課費	
28		繰出金	4,234
		予備費	
		計	7,380,237
財源内訳	財	国庫支出金	1,218,849
	源	地方債	579,000
	内	その他	1,534,821
	訳	一般財源	4,047,567

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	4人
2目 計画調査費	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	17人
・屋外広告物審議会委員	10人
・非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	6,987
3目 交通対策費	
報 酬・交通事故相談員	3人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	5,503
4目 土地対策費	
報 酬・土地利用審査会委員	7人
・国土利用計画地方審議会委員	12人
負担金、補助及び交付金・全国土地対策連絡協議会負担金	10
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・緊急避難場所確保事業費補助金	394
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	7人
報 酬・消費生活相談員	9人
・非常勤職員	1人
・消費生活審議会委員	15人
負担金、補助及び交付金・中部相談室警備・保守点検負担金	39
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,204
・消費者団体等活動支援補助金	1,000
・市町村消費者行政活性化交付金	40,000
貸 付 金・訴訟費用貸付金	200
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	734

4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給料	・一般職員	34人
3目 予防費		
報酬	・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	6人
負担金、補助及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費	28
	・動物愛護団体支援補助金	300
6目 衛生環境研究所費		
報酬	・非常勤職員	2人
	・新型インフルエンザ検査員	2人
負担金、補助及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	46
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給料	・一般職員	79人
2目 食品衛生指導費		
報酬	・非常勤職員	1人
	・調理師試験委員	4人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助及び交付金	・社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	978
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	14人
負担金、補助及び交付金	・生活衛生関係営業指導職員研修会負担金	20
	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	15,690
	・生活衛生営業振興事業補助金	2,000
	・ねずみ衛生害虫駆除技術研修会受講料	42
	・ペストロジー実習講座負担金	60
	・公衆浴場確保対策費市町村補助事業	3,000
4目 環境保全費		
報酬	・環境審議会委員	30人
	・調停委員	3人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・研究調査員	1人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・自然保護監視員	5人

	・学芸解説員	2人
	・非常勤職員	7人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・環境にやさしいLED照明導入促進事業費補助金	50,000
	・環境立県協働促進事業補助金	3,000
	・とっとり環境ネットワーク支援事業補助金	4,802
	・こどもエコクラブ活動支援補助金	2,400
	・電源立地地域対策交付金	74,765
	・温室効果ガス排出削減クレジット推進補助金	2,000
	・とっとり発グリーンニューディール市町村補助金	290,285
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	180,000
	・電気自動車充電設備導入推進補助金	15,000
	・旧岩美鉱山鉱害防止事業費補助金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	566
	・全国生活排水対策連絡協議会負担金	5
	・合併処理浄化槽設置費補助金	32,913
	・環境管理事業センター運営費補助金	20,340
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	10,000
	・微量PCB混入機器の分析経費補助	5,250
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	5,918
	・みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金	4,000
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,750
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・財団法人国立公園協会負担金	200
	・わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500
積立金	・とっとり発グリーンニューディール基金積立金	4,702
	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	6,115
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	77人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	2人
負担金、補助 及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	306,000
	・地域資源循環技術センター負担金	90
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	78,047
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	55,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	1人

		・非常勤職員	1人
		・傷病鳥獣救護搬送技術員手当	—
		・防疫等業務手当	—
	負担金、補助 及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	1,000
7款 商工費			
2項 工鉱業費			
1目 工鉱業総務費			
	給 料	・一般職員	2人
4目 計量検定費			
	報 酬	・非常勤職員	1人
	負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
		・中国地区計量行政協議会負担金	6
3項 観光費			
1目 観光費			
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	15,000
8款 土木費			
1項 土木管理費			
1目 土木総務費			
	給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費			
	報 酬	・建築審査会委員	5人
		・建築士審査会委員	5人
	負担金、補助 及び交付金	・繰給・なまこ壁推進協議会負担金	14,060
		・バリアフリー環境整備促進事業補助金	24,978
		・福祉のまちづくり推進事業補助金	33,000
		・まちなみ伝統建築塾支援事業補助金	3,000
		・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	27
		・全国建築審査会協議会負担金	48
		・日本建築行政会議負担金	450
		・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
		・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	28,407
		・アスベスト撤去支援事業補助金	20,000
5項 都市計画費			
1目 都市計画総務費			
	給 料	・一般職員	8人
	報 酬	・都市計画審議会委員	16人
		・開発審査会委員	7人
	負担金、補助 及び交付金	・都市計画図作成業務負担金	10,749
		・財団法人都市計画協会負担金	266
		・社団法人街づくり区画整理協会負担金	61

		・都市と交通フェスタ実行委員会負担金	2,000
3目	公園費		
	給料	・一般職員	2人
	負担金、補助及び交付金	・花と緑のフェア実行委員会負担金 ・都市公園等芝生化補助金 ・社団法人日本公園緑地協会会費	800 11,500 110
4目	下水道費		
	負担金、補助及び交付金	・日本下水道事業団補助金 ・湖沼における下水道事業推進協議会負担金 ・公共下水道推進基金造成事業補助金	4,901 20 19,848
	繰出金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	4,234
5目	土地区画整理費		
	報酬	・土地区画整理審議会委員	12人
	負担金、補助及び交付金	・土地区画整理清算金交付金	317
6項	住宅費		
1目	住宅管理費		
	給料	・一般職員	51人
	報酬	・県営住宅家賃納付指導員 ・県営住宅管理人	6人 243人
	負担金、補助及び交付金	・景観重要建造物緊急支援事業補助金 ・鳥取県街なみ環境整備等促進事業補助金 ・住宅市街地整備推進協議会負担金 ・下水道・集落排水受益者負担金 ・国有資産等所在市町村交付金 ・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	2,000 5,110 50 1,793 91,589 1,624
2目	住宅建設費		
	報酬	・非常勤職員	4人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県木の住まい建設資金補助金 ・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・日本住宅協会負担金 ・ケーブルテレビ加入負担金 ・公共住宅事業者等連絡協議会負担金 ・水道負担金 ・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・住宅新築資金等貸付助成補助金	259,120 13,943 18 4,632 400 3,689 3,000 115,487 131 46,096
	貸付金	・個人住宅建設資金貸付金 ・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	21,929 15,288
	積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	127,022

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳							
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源					
						国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他		
平成22年度 EVタウン推進事業費	17,820		17,820	平成23年度から 平成27年度まで	17,820						17,820		
平成22年度 有害大気汚染物質採取装置賃借 料	441		441	平成23年度から 平成25年度まで	441								441
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	15,366		15,366	平成23年度から 平成31年度まで	15,366								15,366
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527		22,527	平成23年度から 平成31年度まで	22,527								22,527
平成22年度 公営住宅工レベーター点検業務委託	5,066		5,066	平成23年度	5,066							5,066	
平成22年度 公営住宅整備事業費	506,080		506,080	平成23年度	506,080	195,024	234,560						76,496



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成22年度 環境にやさしい木の住まい助成 事業費	千円 補助金総額188,820千円 を限度として、平成22年 度に交付決定した額から 平成22年度に交付した 額を差し引いた額			平成23年度	限度額に同じ	千円 限度額から改 修に係る助成 分、JAS製材に 係る上乗せ助 成及び環境 配慮住宅に係 る上乗せ助成 分を差し引いた 額に0.55を乗じ た額のうち改修に係 る助成分及び JAS製材に係る 上乗せ助成分 の額を加えた額	千円 限度額のうち 環境配慮住 宅に係る上 乗せ助成分 の額	千円	千円

循環型社会推進課→事業実施：産業振興総室

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成22年度 リサイクル技術・製品実用化事業 補助	千円 補助金総額17,000千円 を限度として、平成22年 度に交付決定した額から 平成22年度に交付した 額を差し引いた額			平成23年度	限度額に同じ	千円	千円	千円	千円
平成22年度 リサイクル製品販売促進事業補助	千円 補助金総額1,050千円を 限度として、平成22年度 に交付決定した額から平 成22年度に交付した額を 差し引いた額			平成23年度	限度額に同じ	千円	千円	千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	
平成21年度 鳥取県庁ISO14001審査登録委 託	1,280				1,280				1,280
平成18年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	329,103	平成19年度から 平成21年度まで	104,751	平成22年度から 平成27年度まで	209,530				209,530
平成18年度 公共下水道推進基金造成補助	64,503	平成19年度から 平成21年度まで	20,532	平成22年度から 平成27年度まで	41,064				41,064
平成19年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	236,240	平成20年度から 平成21年度まで	46,560	平成22年度から 平成28年度まで	162,999				162,999
平成19年度 公共下水道推進基金造成補助	40,278	平成20年度から 平成21年度まで	6,058	平成22年度から 平成28年度まで	21,203				21,203
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	98,400	平成21年度	8,300	平成22年度から 平成29年度まで	66,419				66,419
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	58,274	平成21年度	4,787	平成22年度から 平成29年度まで	38,290				38,290
平成21年度 大気測定局日常管理業務委託	4,200			平成22年度から 平成23年度まで	4,200				4,200
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365			平成22年度から 平成30年度まで	16,100				16,100

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
							地 方 債 千円	そ の 他 千円	そ の 他 千円	
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554			平成22年度から 平成30年度まで	24,172					24,172
平成21年度 衛生環境研究所ISO14001審査 登録委託	666			平成22年度から 平成23年度まで	651					651
平成21年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託	3,321			平成22年度から 平成24年度まで	3,321					3,321
平成20年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理 委託	1,397,245			平成21年度	278,000					1,112,000
平成20年度 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園管 理委託	571,990			平成21年度	109,710					427,950
平成20年度 燕趙園管理委託	245,650			平成21年度	41,320					165,280
平成20年度 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館 管理委託	232,910			平成21年度	46,497					185,988
平成20年度 鳥取駅前風紙広場清掃業務委託	3,270			平成21年度	613					1,225
平成20年度 米子駅前だんだん広場清掃業務 委託	2,094			平成21年度	655					1,309
平成18年度 布勢総合運動公園写真判定装置 賃借料	27,415			平成19年度から 平成21年度まで	16,023					10,683

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳							
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 千円	一般財源					
								地方債 千円	その他 千円	千円			
平成21年度 米子駅前たんたん広場植栽管理 業務委託	861									861			
平成13年度 鳥取県被災者住宅再建支援基金 積立金	鳥取県被災者住宅再建支援基金に5,000,000千円を目的に積立てるため、参加市町村に協議して知事が定める額	平成14年度から平成21年度まで	1,655,719	平成22年度から基金の年度末残高が5,000,000千円に達する日の属する年度まで	限度額から前年度末までの支出(見込)額を差し引いた額								同左
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から平成21年度まで	27,120	平成22年度から平成36年度まで	81,022								81,022
平成21年度 公営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	7,855			平成22年度から平成24年度まで	7,855								7,855
平成21年度 公営住宅エレベーター点検業務委託	13,920			平成22年度から平成23年度まで	13,920								13,920
平成21年度 公営住宅管理委託	730,428			平成22年度から平成25年度まで	730,428								730,428
平成21年度 公営住宅管理システム機器賃借料	8,489			平成22年度から平成26年度まで	4,483								4,483

## 平成22年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			700,510	757,266	△56,756			
	1 負担金		700,510	757,266	△56,756			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	700,510	757,266	△56,756	1 天神川流域下水道建設事業費負担金	36,305	
					2 天神川流域下水道管理事業費負担金	664,205		
2 使用料及び手数料			58	58	0			
	1 使用料		58	58	0			
		1 行政財産使用料	58	58	0	1 行政財産使用料	58	
3 国庫支出金			91,061	89,173	1,888			
	1 国庫補助金		91,061	89,173	1,888			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	91,061	89,173	1,888	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	91,061	
4 繰入金			4,234	3,136	1,098			
	1 一般会計繰入金		4,234	3,136	1,098			
		1 一般会計から繰入	4,234	3,136	1,098	1 一般会計から繰入	4,234	
5 繰越金			76,086	33,530	42,556			
	1 繰越金		76,086	33,530	42,556			
		1 繰越金	76,086	33,530	42,556	1 前年度繰越金	76,086	
6 県債			42,000	44,000	△2,000			
	1 県債		42,000	44,000	△2,000			
		1 天神川流域下水道事業債	42,000	44,000	△2,000	1 天神川流域下水道事業債	42,000	建設事業費充当
歳入合計			913,949	927,163	△13,214			

平成22年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課 (内線: 7401)

1 目 建設事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	162,210	171,585	△9,375	91,061	(12,900) 36,000	(負担金) 33,805	1,344	県負担額 14,244
トータルコスト	173,505千円 (前年度 183,184千円) [正職員: 1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理普及率の向上 (生活排水処理人口普及率: 平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。								
単県流域下水道事業費	5,100	5,100	0			(負担金) 2,500	- 2,600	
トータルコスト	9,134千円 (前年度 9,243千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理普及率の向上 (生活排水処理人口普及率: 平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。								

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7401)

1 目 管理運営費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	184,894	170,017	14,877			(負担金) 108,750 (使用料) 58 (繰越金) 76,086		
トータルコスト	189,735千円 (前年度 174,988千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	施設の点検・調査、汚泥処分、工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上 (生活排水処理人口普及率: 平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
幹線管渠の調査・点検、施設のオーバーホール・修繕工事、汚泥処分委託等、管理運営に要する経費である。								

平成22年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7401)

2 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金											
業務費	415,963	415,962	1			415,963												
トータルコスト	417,577千円 (前年度 417,619千円) [正職員: 0.2人]																	
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整																	
工程表の政策目標 (指標)	生活排水処理人口普及率の向上 (生活排水処理人口普及率: 平成23年度90.0%)																	
事業内容の説明																		
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 (5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,079,813千円 年度別内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>415,962千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>415,963千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>415,963千円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>415,963千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>415,962千円</td> </tr> </table>									平成21年度	415,962千円	平成22年度	415,963千円	平成23年度	415,963千円	平成24年度	415,963千円	平成25年度	415,962千円
平成21年度	415,962千円																	
平成22年度	415,963千円																	
平成23年度	415,963千円																	
平成24年度	415,963千円																	
平成25年度	415,962千円																	

2 款 公債費

1 項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7401)

1 目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	88,408	104,526	△16,118			88,408		
トータルコスト	88,408千円 (前年度 104,857千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標 (指標)	生活排水処理人口普及率の向上 (生活排水処理人口普及率: 平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

平成22年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

2目 利子

水・大気環境課 (内線：7401)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	43,412	45,905	△2,493			43,412		
トータルコスト	43,412千円 (前年度 46,236千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上 (生活排水処理人口普及率：平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考		
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金			
職員人件費	13,962	14,068	△106		<3,624> 6,000	7,672	290	県負担額 3,914		
説明										
一般職の職員2名分の人件費である。										
区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	繰入金
流域下水道事業費	流域下水道建設事業費	建設事業費	6,290	1	6,760	1		<3,624> 6,000		290
流域下水道事業費	流域下水道管理事業費	管理運営費	7,672	1	7,308	1			(負担金) 7,672	
計			13,962	2	14,068	2		<3,624> 6,000	(負担金) 7,672	290

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の<>書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。



## 平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業特別会計合計							
		1款 流域下水道事業費				2項 流域下水道管理事業費			
				1項 流域下水道建設事業費		1目 建設事業費	2目 管理運営費	2目 業務費	
1	報 酬								
2	給 料	7,526	7,526	6,290	6,290	1,236	1,236		
3	職員手当等	3,662	3,662			3,662	3,662		
4	共 済 費	2,774	2,774			2,774	2,774		
8	報 償 費								
9	旅 費	1,025	1,025	485	485	540	540		
10	交 際 費								
11	需 用 費	1,332	1,332	720	720	612	612		
12	役 務 費	1,616	1,616	1,010	1,010	606	606		
13	委 託 料	490,330	490,330	48,321	48,321	442,009	26,046	415,963	
14	使用料及び賃借料	2,703	2,703	1,424	1,424	1,279	1,279		
15	工事請負費	247,861	247,861	115,350	115,350	132,511	132,511		
16	原 材 料 費								
17	公有財産購入費								
18	備 品 購 入 費	18,579	18,579			18,579	18,579		
19	負担金、補助及び交付金	721	721			721	721		
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料	131,820							
24	投資及び出資金								
25	積 立 金								
26	寄 付 金								
27	公 課 費	4,000	4,000			4,000	4,000		
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	913,949	782,129	173,600	173,600	608,529	192,566	415,963	
財 源 内 訳	国庫支出金	91,061	91,061	91,061	91,061				
	地方債	42,000	42,000	42,000	42,000				
	その他	776,654	644,834	36,305	36,305	608,529	192,566	415,963	
	繰入金	4,234	4,234	4,234	4,234				

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業		
		2款 公債費		
		1項公債費		
		1目 元 金	2目 利 子	
1	報 酬			
2	給 料			
3	職員手当等			
4	共 済 費			
8	報 償 費			
9	旅 費			
10	交 際 費			
11	需 用 費			
12	役 務 費			
13	委 託 料			
14	使用料及び賃借料			
15	工事請負費			
16	原 材 料 費			
17	公有財産購入費			
18	備 品 購 入 費			
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶 助 費			
21	貸 付 金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	131,820	131,820	88,408 43,412
24	投資及び出資金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	131,820	131,820	88,408 43,412
財 源 内 訳	国庫支出金			
	地 方 債			
	そ の 他	131,820	131,820	88,408 43,412
	繰 入 金			

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
1項 流域下水道建設事業費		
1目 建設事業費		
	給 料・一般職員	1人
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
	給 料・一般職員	1人
	負担金、補助・日本下水道事業団研修負担金	218
	及び交付金・日本下水道協会会費	503
2款 公債費		
1項 公 債 費		
1目 元 金		
	償還金、利子・公債元金償還金 及び割引料	88,408
2目 利 子		
	償還金、利子・公債利子償還金 及び割引料	43,412

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰 入 金			
						国庫支出金	地方債	その他	繰入金	
平成22年度 流域下水道事業費	136,526			平成23年度	136,526	90,038	22,900	23,244	344	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰入金			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成20年度 天神川流域下水道管理委託	2,079,885	平成21年度	415,962	平成22年度から 平成25年度まで	1,663,851			1,663,851		

# 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数		給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
	職数 (人)	給与 (千円)	職員手当 (千円)	給料 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)			
本年度	2	7,526	3,552					11,078	2,774	13,852	
前年度	2	7,690	3,730					11,420	2,574	13,994	
比較	0	△ 164	△ 178				△ 342		200	△ 142	
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	
	本年度	262	132	1,650	980	228	154	132	2	12	
	前年度	260	134	1,798	1,000	226	162	136	2	12	
比較	2	△ 2	△ 2	△ 148	△ 20	2	△ 8	△ 4	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	△ 164	1 制度改正に伴う増減分	0	
		2 昇給に伴う増加分	84	(1) 本年度昇給発令に係る所要額 84 平均昇給率 1.04%
		3 その他の増減分	△ 248	
職員手当	△ 178	1 制度改正に伴う増減分	△ 122	(1) 期末手当 122 支給月数の0.16月分引下げ(2.57月→2.41月)
		2 その他の増減分	△ 56	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 数	額
平成22年1月1日現在	平均給料月額 (円)	338,350	
	平均給与月額 (円)	375,613	
	平均年齢 (歳)	42.00	
平成21年1月1日現在	平均給料月額 (円)	339,788	
	平均給与月額 (円)	487,084	
	平均年齢 (歳)	41.06	

イ 初任給

区	分	行 数	額 (円)
高 校	卒	142,800	
	卒	176,800	
大 学	高 校 卒	140,100	
	大 学 卒	172,200	



ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成22年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区	分	行政職		
		級	職員数(人)	構成比(%)
		1 級		
		2 級		
		3 級	1	50.0
		4 級		
		5 級	1	50.0
		6 級		
		7 級		
		8 級		
		9 級		
		計	2	100.0

平成21年1月1日現在

(級別の標準的な職務内容)

区	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の専任補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工昇給

区	分	行	政	職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)			2
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			2
	2号給(人)			
	3号給(人)			
	4号給(人)			2
	6号給(人)			
	8号給(人)			
	比 率 (B)/(A) (%)			100.0
	職 員 数 (A) (人)			2
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			2
前 年 度	2号給(人)			
	3号給(人)			
	4号給(人)			2
	6号給(人)			
	8号給(人)			
	比 率 (B)/(A) (%)			100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期間別		支給率	支給率計(月分)	職階上の政階、職務の級等による加算措置	備考
	5月(月分)	12月(月分)				
本年	1.835	2.025	3.86	有		
前年	1.915	1.945	3.86	有		
国の制	1.95	2.2	4.15	有		

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国の制(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差	異	の	内	容
扶養	手当	異なる	配偶者の手当額10,500円				
地域	手当	異なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし				
住居	手当	同じ					
通勤	手当	異なる	自動車等使用者の手当額(通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金を係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金を等の1/2を支給。最高限額額を設けない。)及び手当支給要件				

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,697,440	1,611,414	42,000	88,408	1,565,006
合 計	1,697,440	1,611,414	42,000	88,408	1,565,006

条例名等	県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要          鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。</p> <p>&lt;利用の許可をしないことが出来る場合&gt;          (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。          (2) 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。          (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>3 施行期日          平成22年4月1日</p>



(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p>第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>利用許可を受けた者</u>(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  鳥取県都市公園条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。</p> <p>&lt;利用(行為)の許可をしないことが出来る場合&gt;                  (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。                  (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。                  (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>3 施行期日                  平成22年4月1日</p>

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第3条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>(2) 物品を頒布すること。</p> <p>(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>(2) 物品を頒布すること。</p> <p>(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p>
<p>(有料公園施設の利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を</p>	<p>(有料公園施設の利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を</p>

<p>除く。)又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条第4項の条件に違反したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>除く。)又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団<u>その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織</u>の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく事務の一部を、同意の得られた市町に移譲する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 移譲する事務 次に掲げる各種届出書等の受理及び適正管理指導等の事務 ア 浄化槽の設置等の届出の受理 イ 浄化槽の設置等の計画の改善の勧告 ウ 浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知 エ 指定検査機関からの検査結果の報告の受理 オ 水質検査に関する検査を受けることを確保するための指導及び助言 カ 水質に関する検査を受けるべき旨の勧告 キ 勧告に係る措置をとるべきことの命令 ク 使用開始に係る報告書の受理 ケ 技術管理者の変更に係る報告書の受理 コ 浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理 サ 浄化槽の使用の廃止の届出の受理 シ 浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等 ス 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命令 セ 浄化槽管理者に対する指導及び助言 ソ 水質に関する検査を受けるべき旨の勧告 タ 勧告に係る措置をとるべきことの命令 チ 浄化槽管理者等からの報告の徴収 ツ 浄化槽管理者等への事務所等への立入検査等</p> <p>(2) 事務の移譲先 倉吉市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町及び日野町</p> <p>(3) 施行期日 施行期日は、平成22年4月1日とする。</p> <p>&lt;参考&gt; 移譲しない事務 ア 浄化槽保守点検業者の登録に関する事務 イ 水質検査を行う指定検査機関の指定に関する事務 (理由) 営業区域が複数の市町村にまたがることから、引き続き県で事務処理を行う方が効率的であるため。</p>

条 例 名 等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村が処理することとする事務について定めた規定中、改正前の自然公園法等の条項を引用している部分について、所要の改正を行う。  2 概 要 (1) 改正前の自然公園法の条項を引用している規定について、改正後の自然公園法の条項を引用するよう改める。 (2) 自然公園法施行令の条項を引用している規定について、改正後の自然公園法の条項を引用するよう改める。 (3) 施行日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする。  (参考) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の概要 国立公園等の優れた自然環境を有する地域の保全対策の強化等を内容とする改正。
	1 自然公園法の主な改正事項 (1) 目的の改正 目的規定に「生物多様性の確保」を追加。 (2) 生態系維持回復事業の創設 国立公園等における生態系の維持又は回復を図るための事業の規定を整備。 (3) 特別地域等における行為規制の追加等 特別地域等での必要な行為規制の追加等。  2 自然環境保全法の主な改正事項 (1) 目的の改正 目的規定に「生物の多様性の確保」に関する事項を明確化。 (2) 生態系維持回復事業の創設 自然環境保全地域等における生態系の維持又は回復を図るための事業の規定を整備。 (3) 自然環境保全地域における行為規制の追加等 自然環境保全地域の特別地区における必要な行為規制の追加等。

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年鳥取県条例第36号)の新設により、建築物の環境配慮計画に係る事務の権限を建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第2項に基づく建築主事を置く特定行政庁である3市に移譲する所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次の事務を以下(2)に掲げる市に移譲する。 ア 特定建築主の環境配慮計画の受理 イ 特定建築主が提出した環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了報告の受理 ウ 特定建築主が提出した環境配慮計画、変更の届出又は工事の完了報告の概要の公表 エ 特定建築主以外の者の環境配慮計画の受理 オ 特定建築主以外の者が提出した環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了報告の受理 カ 特定建築主以外の者が提出した環境配慮計画、変更の届出又は工事の完了報告の概要の公表 キ 建築主に対する建築物の温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置の指導 ク 建築主に対する必要な事項の報告の受理又は資料の提出の指導</p> <p>※特定建築主とは、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を新築、増築、又は改築しようとする者</p> <p>(2) 事務の移譲先 ○鳥取市、倉吉市、米子市 ※2,000㎡以上の大規模建築物は、3市以外の区域は県が特定行政庁であることから、3市にのみ委譲するもの。</p> <p>(3) 施行期日 施行期日は、平成22年4月1日とする。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合は、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の1～5 略		8の2～4 略	
8の6 鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市、米子市及び倉吉市		
(1) 第19条第1項の規定による環境配慮計画の受理			
(2) 第19条第3項（第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表			
(3) 第19条第4項（第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了の報告の受理			
(4) 第20条第1項の規定による環境配慮計画の受理			
(5) 第20条第2項（第3項後段の規定において準用する場合を含む。）の規定による公表			
(6) 第21条第1項の規定による必要な措置の指導			
(7) 第22条第2項の規定による報告又は資料の提出の要求			
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村	9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
(1)～(11) 略		(1)～(11) 略	
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	倉吉市、		



<p>号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による浄化槽の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による必要な改善の勧告</p> <p>(3) 第5条第4項ただし書の規定による通知</p> <p>(4) 第7条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理</p> <p>(5) 第7条の2第1項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>(6) 第7条の2第2項の規定による勧告</p> <p>(7) 第7条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(8) 第10条の2第1項の規定による報告書の受理</p> <p>(9) 第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(10) 第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(11) 第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</p> <p>(12) 第12条第1項の規定による必要な助言、指導又は勧告</p> <p>(13) 第12条第2項の規定による必要な改善措置の命令又は浄化槽の使用停止の命令</p> <p>(14) 第12条の2第1項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>(15) 第12条の2第2項の規定による勧告</p> <p>(16) 第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p>	<p>岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町</p>		
<p>9の3 略</p>		<p>9の2 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>11 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第16条第4項において準用する第10条第4項の規定による申請書の</p>	<p>各市町村</p>	<p>11 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市町村</p>

受理及び知事への送付

- (2) 第16条第4項において準用する第10条第7項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- (3) 第16条第4項において準用する第10条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理及び知事への送付
- (4) 第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付
- (5) 第16条第4項において準用する第12条第2項の規定による申請の受理及び知事への送付
- (6) 第16条第4項において準用する第13条の規定による休止又は廃止の届出の受理及び知事への送付
- (7) 第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付
- (8) 第20条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
- (9) 第20条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第20条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第20条第8項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第21条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
- (13) 第21条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (14) 第21条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (15) 第22条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
- (16) 第22条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (17) 第22条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (18) 第33条第1項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (19) 第68条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付
- (20) 第68条第3項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付

- (1) 第13条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
- (2) 第13条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (3) 第13条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (4) 第13条第8項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (5) 第14条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
- (6) 第14条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (7) 第14条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (8) 第24条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
- (9) 第24条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第24条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第26条第1項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第56条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付
- (13) 第56条第3項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付

<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、<u>附則第6項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</u></p>	各市町村	<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、<u>次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>第17条において準用する第3条第1項に規定する申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(2) <u>第17条において準用する第5条の規定による管理又は経営の方法の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(3) <u>第17条において準用する第10条の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(4) <u>第17条において準用する第11条の規定による地位承継の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(5) <u>附則第5項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</u></p>	各市町村
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表11の項及び12の項の改正は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、8の2の項、8の6の項及び9の2の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県魚介類行商条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 魚介類の行商に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法等の規制の対象外である魚介類の行商について、引き続きこの条例による規制や指導等を行うよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 失効期限（現行 平成22年3月31日）を定めた規定を削る。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例案

鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p><u>2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の</u> <u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ</u> <u>の効力を失う。この場合における経過措置に関し必</u> <u>要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          昨今の広域にわたる食品による健康被害発生事案にかんがみ、健康被害の早期探知及び拡大防止を図るため、食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報について食品等事業者に県へ速やかな報告を行わせることとする等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概要          (1) 食品取扱施設における営業者が講ずべき公衆衛生上の衛生管理の措置の基準に次の事項を加える。          ア 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報の知事への適切な報告を行うこと。          イ 食品衛生上不良な食品の回収等に関する情報の公表並びに消費者への販売食品等についての安全性に関する情報の提供を行うこと。          (2) その他所要の規定の整備を行う。          (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。ただし、(2)の改正は、公布の日から施行する。</p>

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業施設の基準)</p> <p>第4条 法第51条の条例で定める<u>公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 食品等の取扱い</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 製造、加工又は調理を行う場所へは、<u>作業員以外の者の立入りによる食品、原材料、添加物、器具、容器包装、法第62条第1項に規定するおもちゃ及び食品、原材料又は飲食器の洗浄の用に供する洗浄剤（以下「食品等」という。）の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。</u></p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(6) 略</p>	<p style="text-align: center;">(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業施設の基準)</p> <p>第4条 法第51条の条例で定める施設の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 食品等の取扱い</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 製造、加工又は調理を行う場所へは、<u>作業員以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。</u></p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(6) 略</p>

(7) 食品衛生責任者の設置

食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。）

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報について、知事へ速やかに報告すること。

(11) 情報の提供

ア 食品衛生上不良な食品等の製造又は販売があった場合であつて、当該食品等の回収その他の必要な措置を行うときは、消費者への注意喚起のため、当該食品等の回収等に関する情報を公表すること。

イ 消費者に対し、販売食品等（法第3条第1項の販売食品等をいう。）についての安全性に関する情報提供を行うこと。

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 知事から食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があつたときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈している場合には、その旨を営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者に報告させ、これらの者が必要な指示をすること。

(3) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患

(7) 食品衛生責任者の設置

営業者（法第48条の規定により同条第1項の食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、食品取扱施設又はその部門ごとに、食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。

(8) 不良な食品の回収及び廃棄

ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があつた場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 営業者は、知事から、食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があつたときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈している場合には、当該食品取扱者は、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告し、これらの者から必要な指示を受けること。

(3) 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び



者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させ、作業場内では専用の履物を用いさせること。

(5) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせること。

感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いること。

(5) 食品取扱者は、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び別表第1の改正規定（別表の細目を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県暴走族根絶条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>県内における暴走族は常態化していないものの、暴走行為に関する苦情が後を絶たないことにかんがみ、引き続き暴走族根絶のための施策を推進して県民生活の安全と平穩を確保するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 道路交通法が及ばない道路以外の公共の場所における自動車等の急発進、急加速、急転回等により、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為を暴走行為の定義に加える。</p> <p>(2) 失効期限（現行 平成22年3月31日）を定めた規定を削る。</p> <p>(3) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例案

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p>2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>収容犬等の返還を受けようとする者から返還に要する費用等の現金徴収を行っているが、現金の忘失等の事故を防ぐため、証紙による手数料徴収を行うよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 収容犬等の返還を求める者に対しては、次のとおり手数料 (現行 保管に要した費用及び返還に要する費用) を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者未判明として引き取られた犬若しくはねこ、疾病にかかり、若しくは負傷しているものとして収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は収容された野犬等の返還</td> <td>一頭、一匹、又は一羽につき3,000円に当該返還申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。</p>	事務の区分	手数料の額	所有者未判明として引き取られた犬若しくはねこ、疾病にかかり、若しくは負傷しているものとして収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は収容された野犬等の返還	一頭、一匹、又は一羽につき3,000円に当該返還申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額
事務の区分	手数料の額				
所有者未判明として引き取られた犬若しくはねこ、疾病にかかり、若しくは負傷しているものとして収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は収容された野犬等の返還	一頭、一匹、又は一羽につき3,000円に当該返還申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額				

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等（以下この条において「<u>収容犬等</u>」という。）の返還を求める者に対しては、当該返還申請の際、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該返還申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</p>	<p>(保管に要した費用等)</p> <p>第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、<u>保管に要した費用及び返還に要する費用として、次の各号に定める額を負担しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保管に要した費用</u> 1頭、1匹又は1羽1日につき300円</p> <p>(2) <u>返還に要する費用</u> 1頭、1匹又は1羽1日につき3,000円</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  (1) 木の住まいづくり助成事業の助成内容の一部が要綱に定められていることから、これを条例に一元化する。                  (2) 経済情勢を踏まえた緊急経済対策として、県産材の使用に対する助成(平成22年度予算に係るものに限る。)について、助成額及び補助金の限度額を引き上げる。                  (3) JAS製材(日本農林規格による格付けが行われた木材をいう。以下同じ。)と非JAS製材の流通価格差が縮小していることにかんがみJAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を引き下げる。                  (4) 引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、及び(1)に伴い、条例の失効期限を3年間延長する。</p> <p>2 概要                  (1) 県産材活用住宅の建設等に対する助成に係る補助金の額の改定                  ア 新たに次のとおり加算の措置を設ける。                      (ア) 伝統技術を活用した住宅として知事が要綱で定めるものに係るもの 15万円                      (イ) 環境に配慮した住宅として知事が要綱で定めるものに係るもの 7万円                  イ 県産材の使用に対する助成(平成22年度予算に係るものに限る。)について、助成額及び補助金の限度額を次のとおり引き上げる。                      (ア) 助成額 使用量に2万5,000円(現行 2万円)を乗じて得た額                      (イ) 補助金の限度額 50万円(現行 40万円)                  ウ JAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を次のとおり引き下げる。                      (ア) 助成額 使用量に9,000円(現行 1万円)を乗じて得た額                      (イ) 補助金の限度額 18万円(現行 20万円)                  (2) 県産材を活用した住宅の増築等に対する助成の制度を設ける。                      ア 県産材の使用量に2万円(平成22年度においては2万5,000円)を乗じて得た額(限度額20万円(平成22年度においては25万円))                      イ JAS製材の使用量に9,000円を乗じて得た額(限度額9万円)                  (3) 条例の失効期限を平成25年3月31日(現行 平成22年3月31日)まで延長する。                  (4) その他所要の規定の整備を行う。                  (5) 施行期日等                      ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。                      イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例案

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例</u></p>	<p><u>鳥取県木の住まい建設資金助成条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の<u>建設、住宅の改修等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の活用促進による環境の保全と地場産業の振興に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の<u>建設等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与すること</u>を目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) <u>木造住宅 住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。）で主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）の過半が木造であるもの（一戸建てのものに限る。）をいう。</u></p>	<p>(1) <del>県産材活用住宅</del> <u>県産材を15立方メートル以上使用して建設される木造住宅をいう。</u></p>
<p>(2) <u>県産材活用住宅の建設等 県産材活用住宅（県産材を15立方メートル以上使用して新築され、増築され、又は改築される木造住宅で県産材の活用促進及び地場産業の振興に特に資するものとして知事が要綱で定めるものをいう。以下同じ。）を建設し、又は県産材活用住宅で人の居住</u></p>	<p>(2) 県産材活用住宅の建設等 <u>新たに県産材活用住宅を建設し、又は新たに建設された県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入すること</u>をいう。</p>

の用に供されたことのないものを購入することをいう。

(3) 伝統技術活用住宅 住宅の建設における伝統的な技術を活用したものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(4) 環境配慮住宅 建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした者に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額（1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。）の合計額以下とする。

区分	助成額	限度額
県産材活用住宅の建設等	県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材（以下「日本農林規格県産材」という。）の使用量に9,000円を乗じて得た額	18万円
県産材活用改修等	県産材の使用量に2万円を乗じて得た額	20万円
	日本農林規格県産材の使用量に9,000円を乗じて得た額	9万円

2 前項の規定にかかわらず、県産材活用住宅の建設等のうち、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、当該各

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で木の住まい建設資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる額（1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。）の合計額以下とする。

助成額	限度額
県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額	20万円



号に定める額を前項に規定する合計額に加算した額以下とし、次の各号に掲げる住宅のいずれにも該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額を前項に規定する合計額に加算した額以下とする。

(1) 伝統技術活用住宅 15万円

(2) 環境配慮住宅 7万円

附 則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2 第3条に規定する補助金で平成22年度の予算に係るものについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「2万円」とあるのは「2万5,000円」と、「40万円」とあるのは「50万円」と、「20万円」とあるのは「25万円」とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

4 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、平成22年4月1日以後に助成の対象として決定された者に係る補助金について適用し、同日前に当該決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

条  
例  
名  
等  
  
提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について

1 提出理由

天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決(昭和58年3月3日議決)の一部を変更し、平成22年4月1日から適用することについて、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求めるものである。

2 概 要

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後		変 更 前	
関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額
倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートル につき <u>93円</u>	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートル につき <u>95円</u>

条 例 名 等	土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費(退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費)について地方負担を全廃し、併せて国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営事業負担金に係る事務費部分について、市町村に負担を求めないこととするため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 現在事業費に事業ごとに定めた負担率を乗じて得た額を市町村に負担を求めている事業について、工事費に負担率を乗じて得た額の負担を求めることとする。</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{事業費}}{\text{工事費}} \times \text{負担率} = \text{市町村負担額} \quad \text{※事業費} = \text{工事費} + \text{事務費}</math> <math display="block">\downarrow</math> <math display="block">\text{工事費} \times \text{負担率} = \text{市町村負担額}</math> </p> <p>※ 生活環境部所管事業 流域下水道事業、農業集落排水事業</p> <p>3 適用時期 平成22年度分の市町村負担金から適用する。</p>

土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正案

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
事業名	市町村の負担額	備考	事業名	市町村の負担額	備考
道路（県道）事業 特殊改良1種 特殊改良4種	<u>工事費</u> の0.75/10の額 <u>工事費</u> の1/10の額		道路（県道）事業 特殊改良1種 特殊改良4種	<u>事業費</u> の0.75/10の額 <u>事業費</u> の1/10の額	
県単独道路改良事業	<u>工事費</u> の1.5/10の額		県単独道路改良事業	<u>事業費</u> の1.5/10の額	
県単独舗装新設事業	<u>工事費</u> の1.5/10の額		県単独舗装新設事業	<u>事業費</u> の1.5/10の額	
交通安全環境整備事業	<u>工事費</u> の1.5/10の額		交通安全環境整備事業	<u>事業費</u> の1.5/10の額	
市町村道代行事業	<u>工事費</u> の0.5/10の額		市町村道代行事業	<u>事業費</u> の0.5/10の額	
電線共同溝整備事業（道路事業であって、平成15年度以降に電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路に係るものに限る。）	<u>工事費</u> の0.75/10の額		電線共同溝整備事業（道路事業であって、平成15年度以降に電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路に係るものに限る。）	<u>事業費</u> の0.75/10の額	
地方特定道路整備事業（道路事業であって、負担金を徴収することが適当でないものとして知事が別に定めるもの以外のものに限る。）	<u>工事費</u> の0.75/10の額		地方特定道路整備事業（道路事業であって、負担金を徴収することが適当でないものとして知事が別に定めるもの以外のものに限る。）	<u>事業費</u> の0.75/10の額	
土地区画整理事業	<u>工事費</u> のうち、 国庫補助の対象となる経費については、当該経費の0.8/10の額 その他の経費については、当該経費の1/2の額		土地区画整理事業	<u>事業費</u> のうち、 国庫補助の対象となる経費については、当該経費の0.8/10の額 その他の経費については、当該経費の1/2の額	
街路事業 道路改良事業 改良1種 改良2種 舗装新設事業 舗装1種 舗装2種 鉄道高架事業	<u>工事費</u> の0.67/10の額 <u>工事費</u> の1/10の額 <u>工事費</u> の0.67/10の額 <u>工事費</u> の1/6の額 <u>工事費</u> の0.67/10の額		街路事業 道路改良事業 改良1種 改良2種 舗装新設事業 舗装1種 舗装2種 鉄道高架事業	<u>事業費</u> の0.67/10の額 <u>事業費</u> の1/10の額 <u>事業費</u> の0.67/10の額 <u>事業費</u> の1/6の額 <u>事業費</u> の0.67/10の額	
県単独街路改良事業	<u>工事費</u> の1.5/10の額		県単独街路改良事業	<u>事業費</u> の1.5/10の額	

流域下水道事業 天神川流域下水道	工事費の額から下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第2号に規定する国の補助金の額を控除した額の1/2の額	事業費の額から下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第2号に規定する国の補助金の額を控除した額の1/2の額
港湾修築事業 重要港湾 地方港湾 局部改良 緑地等施設 災害関連	工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額	事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額
海岸保全事業 局部改良 補修 環境整備	工事費の0.5/10の額 工事費の0.5/10の額 工事費の0.5/10の額	事業費の0.5/10の額 事業費の0.5/10の額 事業費の0.5/10の額
急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業又は避難路等関連事業  その他の事業	工事費の1/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、 <u>工事費の0.5/10の額とする。</u> 工事費の2/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、 <u>工事費の1/10の額とする。</u>	事業費の1/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、 <u>事業費の0.5/10の額とする。</u> 事業費の2/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、 <u>事業費の1/10の額とする。</u>
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業又は避難路等関連事業  その他の事業	工事費の1/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、 <u>工事費の0.5/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、<u>工事費の0.25/10</u>)の額とする。</u> 工事費の2/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、 <u>工事費の1/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、<u>工事費の0.5/10</u>)の額とする。</u>	事業費の1/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、 <u>事業費の0.5/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、<u>事業費の0.25/10</u>)の額とする。</u> 事業費の2/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、 <u>事業費の1/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、<u>事業費の0.5/10</u>)の額とする。</u>
水産基盤整備事業(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。) 地域水産物供給基盤整備 広域水産物供給基盤整備  漁港水域環境保全対策 災害関連	工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては <u>工事費の0.3/10の額</u> 、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては <u>工事費の0.37/10の額とする。</u> 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額	事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては <u>事業費の0.3/10の額</u> 、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては <u>事業費の0.37/10の額とする。</u> 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額

港整備交付金(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)	工事費の0.75/10の額		港整備交付金(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)	事業費の0.75/10の額	
海域開発基幹事業 磯根漁場造成事業	工事費の0.75/10の額		海域開発基幹事業 磯根漁場造成事業	事業費の0.75/10の額	
農林漁業用揮発油税財源身替主要漁港関連道整備事業	工事費の1/15の額		農林漁業用揮発油税財源身替主要漁港関連道整備事業	事業費の1/15の額	
補助干拓事業	工事費の1/3の額		補助干拓事業	事業費の1/3の額	
略			略		
山のみち地域づくり交付金事業(林道若桜江府線の三朝区間に限る。)	工事費の0.5/10の額の範囲内で知事が別に定める額		山のみち地域づくり交付金事業(林道若桜江府線の三朝区間に限る。)	事業費の0.5/10の額の範囲内で知事が別に定める額	
農業集落排水事業	工事費の27.5/100の額		農業集落排水事業	工事費の27.5/100の額及び事務費の25/100の額の合算額	
米子空港滑走路2,500m化関連事業(アクセス通路の整備に要する経費のうち、待合施設、トイレの整備に限る。)	米子市は工事費の1/10の額 境港市は工事費の0.5/10の額		米子空港滑走路2,500m化関連事業(アクセス通路の整備に要する経費のうち、待合施設、トイレの整備に限る。)	米子市は事業費の1/10の額 境港市は事業費の0.5/10の額	
備考 本議決において「工事費」とは、事業名欄に掲げる事業に要する経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費、補償費その他事務費を除く全ての経費をいう。					